

事務連絡
平成18年12月26日

地方社会保険事務局長 殿

厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局医療課

入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額に対する医療費控除
の取扱いについて

健康保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り
厚く御礼申し上げます。

本年6月21日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第83号）においては、介護保険適用の療養病床に入所している者との食費及び居住費に係る負担の均衡を図るため、入院時生活療養費が保険給付として新たに創設されました。この入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額については、入院時食事療養費と同様に入院療養を受けるために必要なものであり、診療等を受けるため直接必要な費用であることから、法令及び所得税基本通達73-3に定める医療費控除の対象として取り扱うこととされたところであります。

なお、医療費控除額の具体的な算定対象は、「「医療費の内容の分かる領収書の交付について」等の一部改正について」（平成18年9月29日保発第0929004号）において示された別紙様式1及び2の「保険（食事・生活）」欄における負担額となります。

貴職におかれましては上記の取扱いについて御了知いただき、医療機関に対し、周知方よろしくお願ひいたします。